

指導行政のポイント

性急な“インクルーシブ教育”に懸念

菱村 幸彦

内閣府の「障がい者制度改革推進会議」(以下「推進会議」)が進めているインクルーシブ教育の導入に、学校関係者が危惧の念を表明している。

障害児を地域の学校に受け入れる

さる6月1日、全国の小・中・高校の校長会および特別支援学校と特別支援学級設置校の校長会の5団体がそろって川端文相に要望書を出した。要望書では、推進会議で審議している「インクルーシブ教育」の導入に危惧の念を表明し、教育界の声を十分に反映すること、財政的裏づけのある現実的な制度設計をすること を求めている。

では、なぜ学校関係者は推進会議のインクルーシブ教育に懸念を抱いているのか。

インクルーシブ教育(inclusive education)とは、障害児と健常児を分けないで、両者がともに生活し、ともに学ぶことを理念とする障害者教育をいう。インクルーシブ教育が国際会議で取り上げられたのは、1994年のユネスコの「サラマンカ宣言」であるが、その後、2006年に国連総会で採択された障害者権利条約に「締約国は、あらゆる段階におけるインクルーシブな教育制度を確保する」(24条1項)と規定された。インクルーシブ教育の理念は、いまや国際的な流れとなっている。

わが国の学校関係者も、インクルーシブ教育の理念に反対しているわけではない。理念先行の性急なインクルーシブ教育の導入に反対しているのだ。

文部科学省はインクルーシブ教育の理念に基づいて、障害児教育の方針を転換してきた。すなわち、2007年から従来の盲学校、聾学校、養護学校の区分をやめ、特別支援学校に一体化し、小・中・高校でも可能な限り特別支援教育を行うこととしている。ところが、推進会議の委員には特別支援教育の専門家は1人も入っていない。そのゆえか、推進会議における議論をみていると、特別支援教育についての

正しい理解が欠けているように思われる。

というのは、推進会議の議論では、特別支援教育を、障害のある子どもを特別の学校や学級に強制的に就学させる差別教育と捉えている意見が強いからである。で、障害者教育の考え方が逆転する。

つまり、推進会議は、障害のある子どもやその保護者が望む場合は、特別支援学校に就学させてもいいが、そうでない場合は、障害のある子どもは、すべて地域の小・中学校で受け入れるべきだ、というのだ。

物的人的条件の整備が不可欠

推進会議が6月5日にまとめた意見書(第1次素案)では、「障害の有無にかかわらず、すべての子どもは地域の小・中学校に就学し、かつ通常の学級に在籍することを原則と(する)」という提言案が書かれている。

これは、現実的な教育施策ではない。障害者教育を適切に行うには、障害教育に必要な施設設備の整備とともに、障害教育の専門教員や看護師、支援員の配置が不可欠だ。こうした条件を全国の小・中・高校に整備するには、莫大な経費が必要となる。文科省の試算では、最大12兆円が必要という。

条件整備の整わないまま、障害者を地域の小・中学校に受け入れたら、教育現場に大きな混乱を招くことは必定である。いや、何より障害を持つ子どもの受ける教育レベルが低下する。障害者権利条約は、障害者の「人格、才能及び創造力並びに精神的及び身体的な能力をその可能な最大限度まで発達させる」(24条1項2号)ことを定めている。条件整備の整わない小・中学校ではそれは望むべくもない。理念先行の性急なインクルーシブ教育の導入がされないよう政府の慎重な対応を望みたい。

(ひしむら・ゆきひこ = (財)学習ソフトウェア情報研究所 理事長)

本紙は、<http://www.kyouiku-kaihatu.co.jp>でも掲載

●6月23日発売! 改訂の考え方と記入方法等をわかりやすく解説! B5判/190頁/定価2,520円

『小学校・中学校「新指導要録」解説と記入』 教育開発研究所【編】

研修誌・図書の小社への直接のお申込みは、無料FAX 0120-462-488をご利用ください(24時間受付・即日発送)